

平成21年第8回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

平成21年9月8日(火曜日)午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議員派遣
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第56号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第57号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 8 議案第58号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 9 議案第59号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の廃止に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第10 議案第60号 物件売買契約の締結について
- 日程第11 認定第 1号 平成20年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 2号 平成20年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 3号 平成20年度片品村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第 4号 平成20年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 5号 平成20年度片品村営観光施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第 6号 平成20年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 7号 平成20年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 8号 平成20年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 報告第 3号 平成20年度継続費精算報告書について
- 日程第20 報告第 4号 財政の健全化判断比率等について
- 日程第21 議案第61号 平成21年度片品村一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第22 議案第62号 平成21年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

- 日程第 2 3 議案第 6 3 号 平成 2 1 年度片品村老人保健特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 2 4 議案第 6 4 号 平成 2 1 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 2 5 議案第 6 5 号 平成 2 1 年度片品村介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 2 6 議案第 6 6 号 平成 2 1 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 2 7 議案第 6 7 号 平成 2 1 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議員派遣
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第 5 6 号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5 7 号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 8 議案第 5 8 号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更に関する協議について
- 日程第 9 議案第 5 9 号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の廃止に伴う財産処分に関する協議について
- 日程第 1 0 議案第 6 0 号 物件売買契約の締結について
- 日程第 1 1 認定第 1 号 平成 2 0 年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 2 認定第 2 号 平成 2 0 年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 3 認定第 3 号 平成 2 0 年度片品村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 4 認定第 4 号 平成 2 0 年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 認定第 5 号 平成 2 0 年度片品村営観光施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第 1 6 認定第 6 号 平成 2 0 年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に

- について
- 日程第 17 認定第 7 号 平成 20 年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 認定第 8 号 平成 20 年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 報告第 3 号 平成 20 年度継続費精算報告書について
- 日程第 20 報告第 4 号 財政の健全化判断比率等について
- 日程第 21 議案第 61 号 平成 21 年度片品村一般会計補正予算(第 3 号)について
- 日程第 22 議案第 62 号 平成 21 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 23 議案第 63 号 平成 21 年度片品村老人保健特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 24 議案第 64 号 平成 21 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 25 議案第 65 号 平成 21 年度片品村介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 26 議案第 66 号 平成 21 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 27 議案第 67 号 平成 21 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について

会議録 1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
平成 2 1 年 9 月 8 日			
出席議員 1 4 名		欠席議員	名 欠員 名
第 1 番	戸 丸 廣 安		(出 席)
第 2 番	星 野 千 里		(出 席)
第 3 番	飯 塚 美 明		(出 席)
第 4 番	入 澤 登 喜 夫		(出 席)
第 5 番	笠 原 耕 作		(出 席)
第 6 番	大 竹 文 夫		(出 席)
第 7 番	星 野 侃 三		(出 席)
第 8 番	高 橋 正 治		(出 席)
第 9 番	萩 原 一 志		(出 席)
第 1 0 番	吉 野 勲		(出 席)
第 1 1 番	星 野 育 雄		(出 席)
第 1 2 番	星 長 命		(出 席)
第 1 3 番	萩 原 日 郎		(出 席)
第 1 4 番	星 野 完 治		(出 席)

説明のために出席した者の職氏名

村 長	千 明 金 造
副 村 長	萩 原 重 夫
教 育 長	飯 塚 欣 彦
総 務 課 長	星 野 準 一
住 民 課 長	星 野 純 一
保 健 福 祉 課 長	桑 原 護
農 林 建 設 課 長	桑 原 健 一 郎
むらづくり観光課長	佐 藤 八 郎
教 育 次 長	田 村 利 夫
会 計 管 理 者	吉 野 耕 治
代 表 監 査 委 員	中 村 康 彦

事務局職員出席者

事 務 局 長	萩 原 正 信
主 査	星 野 照 子

議長(入澤登喜夫君) ただいまから、平成21年第8回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時06分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(入澤登喜夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番 星野育雄君及び12番 星 長命君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長(入澤登喜夫君) 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの10日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月17日までの10日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長(入澤登喜夫君) 日程第3、諸般の報告を行います。

議員派遣の件を報告します。

お手元に配布してあります議員派遣報告書のとおり報告します。

次に、去る9月3日に教育委員会から教育委員会の点検・評価報告書が提出されましたので、お手元に配付の報告書のとおり報告します。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議員派遣

議長(入澤登喜夫君) 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、会議規則第122条の規定により、お手元に配布の議員派遣書のとおり派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、議員派遣書のとおり派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。

ただいま決定された議員派遣の内容に、今後変更を要するときは、その取扱いを議長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任することに決定しました。

日程第5 一般質問

議長(入澤登喜夫君) 日程第5、一般質問を行います。

通告に基づき、順番に発言を許可します。

10番 吉野 勲君。

(10番 吉野 勲君登壇)

10番(吉野 勲君) はい、10番。

政権交代が、最大の争点であった総選挙も終了し、いずれにしても、我が国の確固たる明るい未来が約束されるべく、優れた政治そしてその政策に期待をるところです。

さて、5年前、自主自立を選択し、観光と農業を基幹とした「小さくても輝く村」を目指す我が片品村の現況は、依然としてその内容は厳しく、様々な問題が山積しています。

一方で、長年の懸案だった椎坂バイパスの着工、新摺淵橋や新幡谷橋、戸倉ダム建設中止に伴うまちづくり交付金事業の完成などの諸事業。そして最悪だった財政状況が、思い切った行財政改革により、課の統廃合による役場職員数の削減や指定管理者制度の導入等で大きく改善されてきたこと。更には中学校卒業までの医療費の無料化、第3子への出産祝金などの少子化対策の充実等々成果も積み重ねてまいりました。

全国的な知名度アップの点では、尾瀬国体の成功、尾瀬国立公園の誕生、平成の名水百選、片中体育館耐震改修工事や重要な通信インフラの整備として光ファイバーの開通など、村独自の諸事業に取り組んできました。

以上のように、村長始め関係者各位のご努力によりまして、明るい話題も誕生し、近隣の市町村からも注目をされており、伴って村民一人一人の村政への意識レベルも高く、悲観論ばかりではないことも確かであります。

本村の将来像を語る時、最も憂うべきは、やはり過疎化であり、少子高齢化であり、比例する雇用問題、教育問題であります。決定的な治療薬を探すのは、困難を極めますが、その有効な手段は、経済の活性化であると考えます。一言で言えば、観光と農業の更なる発展を図るということだと思います。

そこでお伺いをいたしますが、村長はこれからの村づくりの抱負として、一つ 経済活力のある村へ、二つ 夢や希望の持てる村へ、三つ 村民皆が元気で、安心して暮らせる村へ、この3点を掲げておられますが、どのような具体的な施策をお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

さらにまた、任期満了に伴う村長選挙が目前に迫っている中、村長はこれまでの4年間の実績を踏まえて、村民の負託に応えるべく、2期目を目指すお気持ちがあるとの理解でよろしいのかどうかあわせてご答弁をお願いいたします。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

吉野 勲議員の通告に基づいて、ご質問にお答えいたします。

村政への考え方及び展望について、これからの村づくりにどのような具体的な施策を考えているかのご質問ですが、私は片品村を愛する気持ちを、村政へ取り組むすべての基本にしています。

その上に立って、すべての村民の皆様が、笑顔で暮らせる姿を念頭に「村に生きる・村を活かす」を信条として、これからの行政運営と村づくりに当たっていきたくと考えています。

そこで、吉野議員のお尋ねのとおり、一つ 経済活力のある村へ、一つ 夢や希望の持てる村へ、一つ 村民の皆様が元気で安心して暮らせる村へ、の三つをスローガンに掲げ村づくりに努めてまいります。

まず、経済活力のある村への取組であります、「豊かな自然や恵まれた資源を生かし、農業や観光の強力な発展を促進」をサブタイトルとして、施策を推し進めます。

一昨年の尾瀬国立公園の誕生に際しましては、村長としてこれに努め、それなりの役割を果たしたと自負していますが、その成果として片品村の知名度は、大きくアップしました。群馬県が取り組む尾瀬学校は、尾瀬が国立公園になったからこそ始められたもので、村にとって将来にわたって、一定の経済的効果も含め期待できるものであり、県やこれに携わる方々へのでき得る支援を今まで以上に行なってまいります。

また、私が立案してスタートした尾瀬の郷親善大使の取組では、関東一円の35名余りの大使の皆様が、毎月村が送る情報誌を活用し、広く片品村のピーアール活動等を行って来ています。これを更に充実させます。

また、上尾市や蕨市には、市役所のロビーに片品コーナーを設置していただいています

ので、その充実を図り、特に人口22万人を超える上尾市とは、防災協定を契機に市長や教育長、更には市の幹部の方々と懇意にさせていただき、今年から片品農協を通じて、上尾市の小中学生による宿泊体験学習がスタートいたしました。これは、従来、上尾市が福島県に保有する直営施設を廃止したことによるもので、片品にして良かったと評価されるよう努めてまいります。

また、スキーシーズンを含む年間を通して、上尾市民が安心して使用できる憩いの場、癒しの場を片品村に求めたいとの提案がありますので、上尾市民への福利厚生サービス提供地として、宿泊施設等との利用協定を結ぶ取組を始めます。

今後も信条である「村に生きる・村を活かす」を旨に、自らトップセールスに努め、尾瀬の郷片品村の観光・農業を始めとした村の産業の活性化に、しっかりと取り組んでまいります。

次に、夢や希望の持てる村へについてであります。サブタイトルを「村民の皆様の生きがいづくり、若者の定住促進の環境づくり」として、企業誘致に努力をします。

沼田市と片品村を結ぶ際の交通の難所である椎坂峠。いよいよこの椎坂トンネルの本体工事が始まります。完成すれば沼田インター・片品間のアクセスは格段に向上し、それは片品村のイメージアップにつながるだけでなく、企業誘致に欠かせないこの上ない大きなインフラ整備でもあります。

一昨年、名水である片品の湧水を製造販売する企業が、村の誘致工場として東小川に進出し、水工場を造ってくれましたが、尾瀬国立公園と平成の名水の村、自然の宝庫片品に企業進出することでイメージアップにつながる、そんな企業の誘致に努力をいたします。

また、片品村の特性を活かした企業誘致を進める上で、村内全域の光ファイバー化は、欠かすことのできないものです。片品交換局管内は、平成20年12月に完成しましたので、引き続き土出交換局管内も行ってまいります。

三つ目の、村民の皆様が元気で安心して暮らせる村へについてであります。サブタイトルを「生活環境や教育の充実、子育て支援や健康支援、高齢化対策の充実」として、これに取組ます。

私が、村長に就任してからの4年間で、村の財政状況を大きく改善させたとはいえ、依然、たいへん厳しい状況下にあることに変わりありませんので、今後も今まで以上に細心の注意を払い、気を緩めることなく行財政運営に努め、自主自立で進む片品村にふさわしい、しっかりとした財政基盤の確立に努めます。

そして、常に村民の皆様に対しては、可能な限り低負担、高福祉となるよう心して取り組んでまいりる所存であります。

具体的施策ですが、子育て支援として、放課後や夏休みなどの学童保育、又は放課後子供教室の実現に取組ます。

そのほか、生活環境や健康支援、高齢化対策につきましても、現在の村の各種取組に加え、高齢者のより生きがい作りに取り組んでまいります。

最後に、村長はこれまでの4年間の実績を踏まえて、2期目を目指す気持ちがあるかと

のことでありますが、ただいまの村政への考え方及び展望で申し上げましたとおり、信条にしたがい、向こう4年間の村政への負託を村民の皆様の審判に委ねたいと考えています。

以上のとおり申し上げまして、吉野 勲議員への答弁といたします。

どうぞ、よろしく願います。

10番(吉野 勲君) はい、議長。

議長(入澤登喜夫君) 10番 吉野 勲君。

10番(吉野 勲君) はい、10番。

今、村民が求めているのは、漠然としつつも夢のある将来のビジョンを提示してもらいたい。何よりも明るい片品村の未来を語っていただきたい。そこに本質を見出さなければならぬと思いますし、首長は、その村民の思いを真摯に受けとめ、答え、実行していく責務を負っていると考えます。

極めて厳しい現況だからこそ、未来に向けた説得力のある優れたリーダーシップが不可欠であります。努力すればかなうであろう夢と希望を村民に示すこと。そして少しずつでも着実に勇断を持ってそれらを実行していくこと。本村の「小さくても輝く村」と成り得る最善の施策は、それ以外にはありえないと考えております。

最後に、村当局には、本村の更なる改革と発展を実現すべく、引き続いてのご尽力をお願いいたします。質問を終わります。

以上です。

議長(入澤登喜夫君) 次に、11番 星野育雄君。

(11番 星野育雄君登壇)

11番(星野育雄君) はい、11番。

村長は、4年前の出馬に際して、マニフェスト政権公約を5項目、また信念・政治理念を3項目掲げて当選しました。五つの政権公約の達成度、三つの政治理念の実行度をお聞きしたいと思います。

議長(入澤登喜夫君) 村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

通告に基づき、星野育雄議員のご質問にお答えいたします。

4年前に、私が村長選に立候補したときの五つの公約の達成度は、とのご質問でございます。

始めに、「自然を生かした地域産業の振興について」であります。議員ご承知のとおり、片品村は、農業と観光を基幹産業としており、それぞれ農協や観光協会と連携をとりながら進めてまいりました。観光宣伝の際、とうもろこしやトマトの試食や販売を行うなど、販路の拡大に努めております。

また、平成19年4月には、村の誘致企業として東小川に水工場が稼働されました。昨年6月、環境省の平成の名水百選に選定されたことと相まって、その相乗効果も期待できるところであります。片品村の自然を活かした観光素材の発掘を進めていきます。

今後とも引き続き地域産業の振興には、力を注いでいく考えでありますので、よろしくお願いをします。

次に、「子育ての安心とゆとりある老後」についてですが、まず子育ての安心については、福祉医療の充実として、医療費の無料化を平成19年度から、乳幼児の対象範囲を7歳未満から小学校卒業まで拡大し、更に平成20年度から入院した場合、21年度から通院した場合についても中学校卒業までに拡大をしました。

児童手当支給の拡充として、平成18年度から小学校第3学年終了から小学校修了前までに拡大するとともに、平成19年度からは3歳未満の児童手当額を月5,000円から1万円に増額しました。

また、満1歳までのチャイルドシートの無料貸出も実施しています。

平成20年度には、出産に際し、誕生を祝い奨励し、次代を担う児童の育成に寄与することを目的に出産祝金制度を創設し、第3子から30万円支給を行っています。

また、国保加入者の出産育児一時金を35万円から39万円に引上げを予定しています。

ひとり親家庭の子の対策としては、入学・卒業の祝い品の支給、ひとり親家庭を励ます集いの助成、母子会の活動の補助、協力など母子福祉事業の継続を行っています。

片品・北・南の3保育所の充実対策として、所長を始めとする職員のほか、必要に応じて臨時職員を増員し、安心・安全を第一に運営しております。今年度は、更にAED・滑り台・ブランコの遊具の新設・日よけテントの導入、片品保育所にはプールの新設を行っています。

また、第3子以降については、保育料を半額、又は無料としています。

児童館の運営ですが、安心・安全で楽しく遊び、学べるよう児童厚生員を配置し、幼児から高学年まで、利用者の便宜を図り、放課後子どもクラブや学童保育の機能も担っています。

続いて、ゆとりある老後についてですが、高齢者事業として、敬老会の開催、金婚者・高齢者夫婦・米寿者への賞状と記念品の授与、敬老祝金の支給、長寿者を慰問し、慶祝状と記念品贈呈などを行い長寿の慶祝を行っています。

また、養護老人ホーム入所者の措置のための委託を継続して行っています。

安心して暮らせる在宅福祉事業として、緊急通報システム事業、ひとり暮らし高齢者保養事業、70歳以上のひとり暮らしの方等への温泉保養・温泉宅配サービス、老人クラブ連合会・単位老人クラブへの活動費の補助、介護用ベッドの貸出しなどを行っています。

老人福祉事業として、敬老バス割引乗車券の販売サービスを行い、安価でバスの利用をしていただいています。

介護保険福祉事業では、平成18年度から地域包括支援センターを新設し、居宅介護の要支援者のケアマネジメントサービス、総合相談事業を始めました。

健康診査では、健康で安心のある生活が送れるよう特定健診・特定保健指導、ガン検診ほか、健康相談・健康教育や家庭訪問、インフルエンザ予防接種を行っております。

後期高齢者医療事業については、平成20年度から高齢者医療の確保に関する法律に基づき、安心して医療が受けられるよう県内全市町村に合わせ実施しています。

3番目の「行財政改革を更に進める」についてですが、平成18年3月に「住民と共につくる小さくても輝く村」を目指すため、平成17年度から平成21年度までの5か年間の具体的な取組目標を掲げた集中改革プラン「片品村行政改革大綱」を策定し、行政改革に積極的に取り組んできました。

集中改革プランでは、豊かな自然環境資源を生かした村づくりに向け、近代的・合理的そして効率的な行政運営を実現するために、健全な財政運営、事務、事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託の推進、定員管理の適正化、手当の総点検を始めとする給与の適正化、第三セクターの見直し、経費節減等の財政効果、地方公営企業の見直しの8項目を重点目標として掲げて行政改革の再構築を目指しました。

具体的な内容について、何点か申し上げますと、まずの健全な財政運営についてですが、平成19年度一般会計及び特別会計決算審査意見書において、財政状況の運営について、適正な予算計画のもとに事務事業の見直しや経費の削減、合理化効率化も図られ、収支の均衡のとれた堅実な財政運営が執行されていると認定されました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の規定により、平成19年度決算から議会に報告並びに住民に公表することが義務付けられました健全化判断比率等につきましては、早期健全化基準には該当せず、大変良好な比率となっているため、健全な財政であるといえると認定されました。

次に、の事務、事業の再編・整理、廃止・統合についてですが、随時事務事業の見直しを行うとともに、機構改革を行い、平成20年4月1日から7課を5課に削減しました。

の民間委託の推進（指定管理者制度の活用）につきましては、指定管理者制度を活用し、30の施設の管理を指定管理者に行わせることとしました。

の定員管理の適正化につきましては、職員の定数管理適正化計画を策定し、計画的な職員数の抑制に努めてきました。

計画では、平成17年4月1日現在で112人の職員を、平成22年4月1日では99人にする予定に対し、平成21年4月1日で96人となっています。

の給与の適正化につきましては、職員の給与制度の適正な運用に努め、一般会計当初予算額での比較ですが、その額は、平成17年度の7億7,576万4,000円から平成21年度は7億4,588万1,000円となっています。

の第三セクターの見直しにつきましては、平成18年4月1日に花の駅片品を指定管

理者制度の適用施設とし、片品村振興公社関係では、本年6月に代表取締役を村長から副村長に変更いたしました。

の経費節減につきましては、平成17年度以降の新規の村債は、過疎債や臨時財政対策債等、交付税による財政措置のあるものだけを行ってきましたし、経常経費についても毎年度しっかりこれに努めてきました。

しかしながら、未収金対策では、多額の滞納額が依然として発生しており、その解消に向け、なお一層の努力をします。

の地方公営企業の見直しにつきましては、観光施設事業では、武尊牧場観光施設、スノーパル・オグナほたか、国民宿舎尾瀬ロッジの各施設を指定管理者制度を活用し、民間企業に委託をしました。

しかしながら、下水道事業につきましては、加入率が低くその促進に、なお一層努力します。

今後も厳しい財政状況と政治体制の変化が予想されますが、効率的で実行ある予算執行に留意し、健全な行財政運営に努めたいと考えております。

4番目の「尾瀬の郷構想の更なる実践」についてであります。これは、小さくても輝く村を目指して、策定された第3次片品村総合計画の基本構想であります。

歴史を生かした村づくり、農作物のブランド化と開発、観光事業への新たな視点など五つのテーマと歴史の郷、体験の郷、若者の郷など七つの郷づくり構想からなっています。

達成度につきましては、それぞれ差はありますが、いずれの構想も今後の村の発展のために、必要不可欠なものであり、またこの構想が、平成18年度から27年度までの10年間を想定したものであることに鑑み、今後とも一層この尾瀬の郷構想を実践してまいります。

それに際しては、この次の質問にもありますとおり行政が主導する形ではなく、村民の方々との協働、協力で推進していくことが大切であると考えています。

5番目の「村民とともに進める活力ある村づくり」についてお答えいたします。

この件につきましては、ただいま申し上げましたように、村民の皆様と協働して村づくりを進めていかなくはなりません。

平成18年度には、行政改革懇話会、尾瀬ブランド委員会、そして尾瀬の郷親善大使を立ち上げました。言うまでもなく、村民あるいは村にゆかりのある人たちの力をお借りして、活力ある村づくりを推進するためであります。

税金の滞納問題や公営観光施設の在り方、バス運行補助金と通学費補助金の関係などに貴重な提言をいただきました。オグナほたかスキー場に指定管理者制度を導入する際には、同スキー場の事業検討委員会でご審議をいただき、武尊山観光開発株式会社を指定管理者に指定することができました。

また、昨年からは、公共交通政策検討委員会で、交通弱者に対する公共交通の在り方などを検討いただいております。

次に、三つの政治理念の実行度についての質問ですが、 の説明責任についてですが、

行政の説明責任は、情報の公開と同義語と言っても差し支えないものと考えております。その意味で、この4年間これに努めてまいりました。行った施策のすべてを紹介しきれませんが、片品村のホームページでのお知らせ、広報かたしなでののお知らせ、新規事業や新規の施策では、地区別説明会や座談会を通じて行っていることを挙げさせていただきます。

の清廉潔白、の公正公明・ガラス張りの村政につきましても言葉のとおり、これに努めてまいりましたし、今後もこの姿勢にいささかの違いもありませんので、皆様のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げて、星野育雄議員への答弁といたします。

どうぞよろしくお願いたします。

11番（星野育雄君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 11番 星野育雄君。

11番（星野育雄君） はい、11番。

高齢化率が30%に近づきつつある現在、老人介護が村の最重要課題であります。

ゆとりある老後の中で、高齢者対策として介護老人保健施設の拡充・増設が必要だと、私がかねがね村長に申し上げてきましたが、村長は、この問題をどのように今後考えていくお考えですか。お聞かせください。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

ただいまの星野育雄議員のご質問にお答えさせていただきます。

この関係につきましては、利根沼田広域圏でもしっかりと取り組んでおりますので、今後も状況を見ながら対応していきたいと考えております。

11番（星野育雄君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 11番 星野育雄君。

11番（星野育雄君） はい、11番。

行財政改革を更に進める中で、3月の定例議会で、本年度予算に常勤特別職の報酬削減の考えはなかったのかお聞きしたところ、既に25%の削減をしているとの答弁でした。

しかし、削減をしたのは、前村長の星野賢二氏の時でした。

再度お聞きしますが、削減の意志はないのですか。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

議員、ご存じかどうか分かりませんが、片品村は、条例で金額を正式には23.3%削減をしております。

したがって、今正直申し上げますと、教育長の報酬が、課長の報酬を実質的には下まわっているということは、ご存じでしょうか。

この片品村の特別職の報酬につきましては、同人口規模におきましては、群馬県の最低の金額であります。しかも群馬県36市町村の中で、片品村は下から3番目。

ただ言えることは、その間議員さん方の報酬につきましては、1割程度の削減ということでありました。これも数字で申し上げますと、順位としては、群馬県36市町村の中で8番目ということ、是非理解していただきたいと思えます。

以上であります。

11番（星野育雄君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 11番 星野育雄君。

11番（星野育雄君） はい、11番。

次に、同じく行政改革の問題ですが、村長は村政報告の4年間の成果として、主な施策や事業等の中で、財調基金を約2億円から約8億円に増額し、公債比率も改善したと述べています。

しかし、その実態はですね、村営オグナススキー場の一時借入金6億円を村から貸し付けていたのを財政健全化法の成立により、片品村が財政健全化団体の一手手前の自治体になってしまうのを防ぐため10年返済の貸付金にしたこととですね、4億円以上あった土地開発基金を廃止して全額繰り入れたためであります。

村の貯金である基金総額がですね、4年前は約10億円あったのを3億2,000万円減らしました。財政調整基金を6億円増やしたというのは、村財政全体から見れば一部分ではないでしょうか。

村長の答弁をお願いします。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

ただいまの育雄議員の質問に対してお答えさせていただきます。

また、育雄議員は、前にも全協なりで説明を聞いている中で、今回も勘違いをされているようでありますので、その辺について、まず説明させていただきます。

この財政健全化につきましてはオグナほか、要するに観光事業への貸出金につきまし

ては、これは法律的に県が進める方法をとって、判断をさせていただいたということは、良く理解していただいているはずだと思いますが、これは決して財政健全化団体を恐れていることではなく、群馬県が一時借入というのはおかしいと、ですからそういう指導を受けてやっているということ、是非理解していただきたいと思います。

それから財政調整基金を減らしたと言っておりますが、これも誤解であります。正式には、財政調整基金6億5,000万円を引いたときに、4年前には2億2,000万円ほどしかなかったわけです。それから毎年度1億6,000万円、1億5,000万円、あるいは1億7,000万円というお金を財政調整基金に積んできたからこそ、今現在8億7,000万円を超える財政調整基金になったということ、是非お間違えのないように理解をしていただきたいと思います。

以上であります。

11番(星野育雄君) はい、議長。

議長(入澤登喜夫君) 11番 星野育雄君。

11番(星野育雄君) はい、11番。

もう1点、答えてないんですが、村の基金総額をですね、10億円から3億2,000万円に減らしたという事実については、どういうふうに考えますか。

議長(入澤登喜夫君) 村長 千明金造君。

村長(千明金造君) はい、村長。

先ほども申し上げましたが、財政調整基金の全体の額からいうとですね、確かにそういったほうに取れるかも知れません。

しかし、先ほど申し上げましたように、6億5,000万円というのは、既に観光事業への貸出しとしてもうなかったわけです。ですから実質あったのが、先ほど申し上げた財政調整基金においては2億2,000万円。それが8億7,000万円になったというのが事実でありますので、是非理解をしていただきたいと思います。

11番(星野育雄君) はい、議長。

議長(入澤登喜夫君) 11番 星野育雄君。

11番(星野育雄君) はい、11番。

村長と私の考えが違うようなので、この件については、これ以上質問いたしません。

三つの政治理念の実行度の中の説明責任の中に、村民の目線で村民と共に意思疎通ので

きた風通しの良い村政をつくとあるが、現実には村民の代弁者である村議会議員の議会内の声にも耳を傾けることも少なく、過去に例のない混乱議会があった事実は、政治理念に反することではないですか。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

育雄議員の質問に答えさせていただきます。

私は、4年間常に村民の目線で村政を見据えてまいりました。

ただ私の場合には、群馬県あるいは国、利根沼田そうした所に行った時には、片品村の顔ですから、それはしっかりとその場所に座って、そしてそれなりの発言をしておりますが、私は常に、この4年間、村民の目線で見つめて村政運営をしたということに、全く変わりはありませんので、ご理解をしていただきたいと思います。

11番（星野育雄君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 11番 星野育雄君。

11番（星野育雄君） はい、11番。

次に、公正公明・ガラス張りの村政のところなんですが、前星野賢二村長が水資源開発機構の戸倉ダム建設事務所を土地付きで村でもらい受け、村の庁舎として有効利用しようとして議会全員協議会に諮り、全員賛成で村でもらい受ける約束をしていたにもかかわらず、村長就任直後に、議会にも相談しないで独断で断った事実は、公正公明・ガラス張りの村政とは言えないのではないですか。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

ただいまの星野育雄議員の質問は、通告に載っておりませんが、その関係について誤解のないように、説明をさせていただきたいと思います。

そのかつての水資源機構の事務所につきましては、まだ議決でもらうとももらわないとも決めてなかったはずで。

私は就任当初、そうした中で、青山理事長つまり水資源機構の理事長に会って、そしてそこで青山理事長に確かめております。

その中で、私がおの時に言った言葉は、利用のない使う意味のない施設を預かるということは、維持管理に金がかかるんですよ。ですから片品村にくれるのであれば、維持費を出してほしいと。ところが維持費は出せないということでありましたので、私としては、

それではその建物は要りませんから、現金を置いていってくださいということで、確か現金をあの方に何百万円か余計に置いていったはずで。

そしてもう一つは、その時に国土交通省に行って、そしてこの戸倉ダムの中止は、片品村にとって大変な痛手なんです。長年の村の願いが、一夜にしてあのような形になった。そうした中で私は、そのような事務所がほしいんではないと。橋を一つ造ってほしいと。そういうことである衆議院議員にお願いして、そして今御座入に橋が架かっておりますよ。これがおそらく3億円は掛かるでしょうけれども、その橋ができるほうが、私はよっぽど村のためになると。無駄な施設をもらうことは、維持管理費も掛かりますし、現金を置いていっていただき、しかも水資源機構の職員を3年間、すべて水資源機構持ちで片品村に手伝っていただきましたし、そして今御座入にも橋が架かりだしております。そのことを是非理解していただきたいと思います。

11番（星野育雄君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 11番 星野育雄君。

11番（星野育雄君） はい、11番。

最後に、もっと村民や議会の声に耳を傾けて、広く意見を取り入れ、行政の知恵と力を結集して、行政と村民による協働の村づくりをすべきだと思います。

これで私の質問は終わります。

議長（入澤登喜夫君） 次に、13番 萩原日郎君。

（13番 萩原日郎君登壇）

13番（萩原日郎君） はい、13番。

通告に基づき、任期満了を控えた千明村長に、4年間を振り返りながら村長の考えを伺います。

4年前、急逝された故星野賢二村長の後継者を強く主張されて選挙を戦い、当選されたことは、自他共に認めることであったと思います。

しかし、村長、あなたは村長就任後、わずか十日余りで、我々が信じられない行動を起こされました。

故村長が、老朽化した建物で耐震強度不足を含む不安を抱えている中央公民館に事務所のある、教育委員会と社会福祉協議会の事務所を移すべく、戸倉ダム建設のために造られた水資源開発機構の事務所ほか、敷地約2,000平方メートルを議会全体の賛同を得て無償でもらい受けることになっていたものを、こともあろうに前村長の立場を踏みにじるかのように受け入れを断ってしまったのです。私も大多数の議員もまさに「寝耳に水」の出来事であり、ただあ然とするばかりでした。

私は、再考を提言しましたが、あなたは受け入れませんでした。

この建物は、強固さも大きさも有り余るものでしたので、国の出先機関等も入居の予定で、村には家賃収入も入ると前村長は大きな期待を持っていたと聞いております。

これはこれとして、私は社会福祉協議会長を2年間努めさせていただいた中で、社協事務所について、村長はどのように考えているのか。当然、機構からもらい受けるはずだった施設に変わることを考えているべきですが、全くこうしたことに考えが及んでいないようにも見えます。4年経った今、確認を求める次第です。

また、高齢化社会の進行は著しく、福祉事業の中で、法による規制によって、採算性の悪い事業部門は、事業者にとって悩みの種であります。

本村においても、社会福祉法人尾瀬長寿会運営の桜花苑に、社協で対応が及ばない部分を含めて、補助金を出して取り組んでもらっていますが、今後どうする方針か。厳しい財政事情とよく言われますが、村長の考えを表明してください。

なお、答弁をいただいた上、再質問をさせていただき、理解を深めたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

議長（入澤登喜夫君） 村長、千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

日郎議員の質問にお答えさせていただきます。

ただいまの水資源の関係のものにつきましては、通告に載っていませんが、先ほども育雄議員の答弁でさせていただいたように、この関係につきましては、先ほど報告したとおりであります。ただ、一点だけ違っているのが、平成17年の12月2日に全員協議会で、この話はさせていただいているということ、是非理解していただきたいと思っております。

それでは、萩原日郎議員の質問にお答えいたします。

中央公民館の計画的整備の必要性についてのご質問ですが、まず社会福祉協議会の事務所の問題につきましては、現在、中央公民館の玄関の両側の部屋を使用させていただいているところでありますが、現在のところ広さに関しては、特に支障はないということでございます。

次に、本年度までとしている社会福祉法人尾瀬長寿会運営の桜花苑に対する補助金をどうするのか、社会福祉協議会の業務体型と合わせてどう考えているかでございますが、現在、介護保険事業に訪問介護サービス事業がありますが、この事業は、ご承知のとおり介護認定者のお宅に伺い、身の回りの掃除・洗濯・食事・通院等のお世話をする事業です。介護保険法ができた平成12年から始まったもので、片品村内では、片品村社会福祉協議会と桜花苑の二つの事業所で行って来ていますが、2年前、桜花苑からこの事業については、毎年赤字でこれ以上継続することができないので、止めるとの話がありました。その時は、社会福祉協議会では、桜花苑で行っていた訪問介護事業を引き受ける体制も準備も

できていないことから委託料を支払い、桜花苑に委託という形をとり、2年という期間を設けてその中で、どうするのか検討をすることにいたしました。

本年その2年目に入っているわけですが、現在、村が承知している桜花苑の考え方は、桜花苑としては、社会福祉法人という公に認可された法人であることから、「続けられるものなら続けたい」。ただ状況としては、毎年赤字続きで、別事業から赤字補てんをしながら行っている状況で、今のままでは続けがたい状況にあるということでございます。

次に、片品村社会福祉協議会についてですが、社会福祉協議会で行う場合、現在、社協では、土日並びに年末年始のサービスには対応をしていませんので、行う場合はヘルパーの数や配置等の対応が必要ということです。

介護保険法の建前からは、利用者は、選択肢が二つあるのが好ましいのは言うまでもありませんが、片品の地域実態から一つでもいいのか、また運営者側からは、同じサービスをするのに二つより一つにして合理的に進めるのか、民間に委託するのかなどいろいろ考えられますが、それぞれの場合、その経費を含め、財政的なこともありますので、社会福祉協議会・桜花苑・村が相まって、十分な検討・協議が必要と考えております。

いずれにしても、すべてが良いという方法は、なかなか見出しにくい問題であり、三者それぞれが、独立した事業体でもありますので、お互いの立場と経営方針等を尊重しながら知恵を絞りあって、より良い選択ができるように進めたいと考えています。

萩原議員には、社会福祉協議会長を歴任されている方でもございますので、今後ともご指導、ご鞭撻をいただければ幸いと、お願い申し上げまして答弁といたします。

どうぞよろしくお願いたします。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

最初に、建物の件からお伺いしたいと思います。

私が見ていたとおりその改修等そういう考え方は、まだ生まれていないということだと思いますが、おそらく建築後50年近くになっている建物だと思います。この春、隣の図書室の補強工事はされたんですけども、建物全体が極めて心配される状況ではあると思いますが、その辺は、村長、どのような考え方を持っていますか。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

ただいまの日郎議員の質問に答えさせていただきます。

この問題につきましては、先ほど申し上げたとおり、今のところ問題ないとは言ってお

りますが、内部で検討しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

それでは次に、桜花苑に出している補助金の関係について、確認をさせていただきたいと思います。

説明のとおりでありますけれども、今後については、是非ですね、担当の職員と社協と桜花苑としっかりと協議を進めていっていただきたい。

2年前に、いわゆる桜花苑が理事会で一部業務を休止するという話があって、これは大変だと村のお年寄りに迷惑が掛かるということで、私自身、即担当課長と相談をさせていただいて、そして村の理解をいただいて、仕事が桜花苑で続けられるようになった。

しかしながら、新年度に向けての準備上、極めて忙しかったと。一部は間に合わないのではないかという心配までした経緯があります。

是非、担当職員が早めに協議を開始するようにお願いしたいと思います。

それについて、答弁をいただきたいと思います。

議長（入澤登喜夫君） 村長 千明金造君。

村長（千明金造君） はい、村長。

ただいまの日郎議員のご質問に対してお答えさせていただきます。

今、萩原日郎議員が申されたとおり、三者でしっかりと話し合いをしていきたいと思えます。さっそくその関係につきましては、担当職員に指示をさせますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

13番（萩原日郎君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 13番 萩原日郎君。

13番（萩原日郎君） はい、13番。

元へ戻るようなかたちですけれども、施設については、もう言われたとおりですので、これは言葉だけではなくて具体的に担当者が、計画を立てるべく取り組んでいただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

議長（入澤登喜夫君） 一般質問を終わります。

緊急質問

議長（入澤登喜夫君） 村長による産業廃棄物不法投棄疑惑についての件について、13番 萩原日郎君から緊急質問の申し出があります。

13番 萩原日郎君の村長による産業廃棄物不法投棄疑惑についての緊急質問の件を議題として、採決します。

（発言する者あり）

議長（入澤登喜夫君） 暫時休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時17分 再開

議長（入澤登喜夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（入澤登喜夫君） この採決は、起立によって行います。

13番 萩原日郎君の村長による産業廃棄物不法投棄疑惑についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（入澤登喜夫君） 起立少数です。

したがって、13番 萩原日郎君の村長による産業廃棄物不法投棄疑惑についての緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに発言を許すことは、否決されました。

緊急質問を終わります。

議長（入澤登喜夫君） 暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

午前11時35分 再開

議長（入澤登喜夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6 議案第56号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（入澤登喜夫君） 日程第6、議案第56号 片品村国民健康保険条例の一部を改正

する条例について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第56号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

平成21年10月1日より、国の少子化対策の一環として出産する被保険者の負担軽減を図るものです。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(入澤登喜夫君) なお、詳細な説明を求めます。

保健福祉課長 桑原 護君。

保健福祉課長(桑原 護君)

(詳細説明)

議長(入澤登喜夫君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) これで討論を終わります。

これから、議案第56号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第57号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について

議長(入澤登喜夫君) 日程第7、議案第57号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第57号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

群馬県市町村会館管理組合の組織団体である富士見村が、平成21年5月5日から廃され、その区域が前橋市に編入されたことに伴い、合併の日の前日をもって同組合を脱退したために、規約中の勢多郡の項を削る規約変更と、同じく組合の組織団体である吉井町が、平成21年6月1日から廃され、その区域が高崎市に編入されたことに伴い、合併の日の前日をもって同組合を脱退したために、規約中の「吉井町、上野村」を「上野村」に改める規約変更でございます。

附則は、施行日で知事の許可のあった日から施行するものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(入澤登喜夫君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) これで討論を終わります。

これから、議案第57号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について、
を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 群馬県市町村会館管理組合の規約変更に関する協議について、
では、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第58号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更に関する協議について

議長(入澤登喜夫君) 日程第8、議案第58号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更に関する協議について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第58号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の変更及び組合規約変更に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

県下全域を一組合の事業区域とする群馬県農業共済組合が設立される(農業共済に関する事務の効率化を図り、財産基盤を高めるため)ことに伴い、従来、利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理されていた農業共済に関する事務を廃止するための規約変更でございます。

附則1は施行期日で群馬県知事の許可のあった日から施行で、2は付随する事務の処理について、3は承継団体の継承期日で平成22年4月1日とするものです。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(入澤登喜夫君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第58号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更に関する協議について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の変更及び同組合の規約変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第59号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の廃止に伴う財産処分に関する協議について

議長（入澤登喜夫君） 日程第9、議案第59号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の廃止に伴う財産処分に関する協議について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第59号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の廃止に伴う財産処分に関する協議について、提案の説明を申し上げます。

県下全域を一組合の事業区域とする群馬県農業共済組合が設立される（農業共済に関する事務の効率化を図り、財産基盤を高めるため）ことに伴い、従来、利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理されていた農業共済に関する事務が廃止され、同組合の農業共済事業に係わる平成22年3月31日現在の積立金等の財産を承継団体である群馬県農業共済組合に帰属させるものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） これで討論を終わります。

これから、議案第59号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の廃止に伴う財産処分に関する協議について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 利根沼田広域市町村圏振興整備組合において共同処理する事務の廃止に伴う財産処分に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第60号 物件売買契約の締結について

議長（入澤登喜夫君） 日程第10、議案第60号 物件売買契約の締結について、を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

議案第60号 物件売買契約の締結について、提案の説明を申し上げます。

本議案については、村内各家庭等に設置してある防災行政無線戸別受信機の更新の為の

購入に係る売買契約の締結についてでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお
願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） なお、詳細な説明を求めます。

総務課長 星野準一君。

総務課長（星野準一君）

（詳細説明）

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

7番（星野侃三君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 7番 星野侃三君。

7番（星野侃三君） はい、7番。

総務課長にお伺いしたいんですけども、この前の説明でちょっと聞くのを忘れてしま
いました。

1,900ということなんですけれども、どうして1,900なのか教えてください。

議長（入澤登喜夫君） 総務課長 星野準一君。

総務課長（星野準一君） 1,900台の台数根拠ですが、住民登録をしてございます一
般家庭の分の更新と、それから各営業施設等に設置してある物を含めて1,900台とい
うことでございますので、よろしくお願いたします。

7番（星野侃三君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 7番 星野侃三君。

7番（星野侃三君） はい、7番。

では普段は一世帯なんですけれども、別棟に住んでいるというのは、2個取り付けても
らえるのでしょうか。

議長（入澤登喜夫君） 総務課長 星野準一君。

総務課長（星野準一君） 従来から別棟に有って、既存の設置台数が2台という所については、更新をいたします。

別棟に新規に2台という場合については、また扱いが違ってきますが、現在2台設置してある所につきましては、更新をいたします。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

6番（大竹文夫君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 6番 大竹文夫君。

6番（大竹文夫君） はい、6番。

20年経過したっていうんですけども、村民のほうから、私は聞いてないんですが、老朽化してなかなか大変だという声がかなり上がっている。あるいは役場の側からこのまま続けるには不都合があるということが、何かあったのでしょうか。

ちょっとお伺いしたいのですが。

議長（入澤登喜夫君） 総務課長 星野準一君。

総務課長（星野準一君） 21年経過した老朽化の関係でございますが、具体的に例えば、地区の役員あるいはそういうところからということではございませんが、日々受信状態が悪い。あるいは音が良く割れて聞こえないということが、担当部署に入っておりました。

それとやはり経験値といたしまして、機械物につきましては、約10年が一つの寿命のサイクルといえますか、寿命の一つの区切りと考えております。

それが20年を経過しているということで、相当期間経過したという認識でございました。あわせて音量調整のつまみ、いわゆるボリュームが付いていると思っておりますが、そのボリューム自体がやはり劣化不良を起こして、音の振動で声が割れて良く聞き取れないという受信機が、相当数見受けられるような状況になりましたので、老朽化ということで更新の形をとらせていただきました。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) これで討論を終わります。

これから、議案第60号 物件売買契約の締結について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(入澤登喜夫君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号 物件売買契約の締結について、原案のとおり可決されました。

議長(入澤登喜夫君) 暫時休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後1時30分 再開

議長(入澤登喜夫君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

- 日程第11 認定第1号 平成20年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 平成20年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 平成20年度片品村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 平成20年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 平成20年度片品村営観光施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 平成20年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 平成20年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第8号 平成20年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（入澤登喜夫君） 日程第11、認定第1号 平成20年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第18、認定第8号 平成20年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの、以上8件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

認定第1号から第8号までの平成20年度片品村一般会計及び各特別会計の決算について、提案の説明を申し上げます。

認定第1号 平成20年度片品村一般会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額38億5,985万3,229円、歳出総額36億9,695万6,804円、差引残額1億6,289万6,425円について、決算の認定をお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、地方交付税が18億6,549万3,000円で全体の48.3%、村税が6億1,666万8,120円で16.0%、諸収入が9,131万11円で2.4%、繰入金が9,240万2,243円で2.4%、県支出金が2億5,384万8,482円で6.6%、村債が1億6,760万円で4.3%、国庫支出金が4億8,817万7,809円で12.6%でございます。

歳出の主なものにつきましては、まちづくり交付金事業を活用したダム対策費が3億9,447万円、五つの特別会計への繰出金が2億7,893万円、利根東部衛生施設組合負担金が2億7,000万円、利根沼田広域市町村圏振興整備組合負担金1億5,604万6,000円などとなっております。

地方債の償還金は、元金と利子を合わせて3億8,631万6,000円であります。

平成20年度末の借入金残高は28億7,797万3,000円であり、昨年比で1億7,400万円ほど減っております。

歳入歳出差引残額のうち、7,300万円を財政調整基金に繰入れ8,989万6,000円余りを21年度へ繰越しをさせていただきました。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

認定第2号 平成20年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額8億115万8,695円、歳出総額7億8,890万1,508円、差引残額1,225万7,187円について、決算認定をお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税が1億7,970万6,543円の収納で全体の22.4%となります。

国庫支出金については、2億7,868万7,778円であり、全体の34.8%となります。

前期高齢者交付金は、6,684万8,291円であり全体の8.3%であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費が5億140万4,229円で、全体の63.6%となります。

後期高齢者支援金等につきましては、1億291万4,031円であり、全体の13.0%であります。

共同事業拠出金が、1億213万7,983円で、全体の12.9%であります。

歳入歳出差引額のうち620万円を基金に繰入れ、605万7,000円余りを21年度へ繰り越させていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

認定第3号 平成20年度片品村老人保健特別会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額1億724万7,398円、歳出総額5,473万3,319円、差引残額5,251万4,079円について決算の認定をお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、支払基金交付金が3,684万5,800円で総額の34.3%、国庫支出金が2,835万8,038円で26.4%、県支出金が625万8,069円で5.8%、繰越金が3,525万3,823円で32.8%であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費が34万4,033円で総額の0.6%、医療諸費が5,436万7,921円で99.3%であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

認定第4号 平成20年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額1億1,950万835円、歳出総額1億1,409万9,139円、差引残額540万1,696円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料が7,883万8,540円で全体の66%、繰入金が2,947万7,000円で全体の24.7%でございます。

歳出につきましては、総務費が2,379万4,288円で全体の20.9%、施設費が7,185万1,569円で全体の63%、公債費が1,845万3,282円で全体の16.2%でございます。

また、平成20年度末現在の地方債借入額は、2億5,574万2,673円となっています。

歳入歳出差引残額の540万1,696円を平成21年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださ

いますようよろしくお願い申し上げます。

認定第5号 平成20年度片品村営観光施設事業特別会計の決算について、提案の説明を申し上げます。

平成20年度の観光施設事業の実績を申し上げますと、尾瀬ロッジにつきましては、前年度に比べ利用客が減少し、営業収益も減少しました。

スノーパルオグナほたかにつきましては、平成20年10月1日から武尊山観光開発株式会社を指定管理者として、オグナほたかスキー場の営業を行いました。

また、武尊牧場観光施設につきましても、武尊山観光開発株式会社を指定管理者として、武尊牧場キャンプ場、ロッジまきば、駐車場の営業を行いました。

平成20年度は、全国的に観光産業が低迷している中、各施設ごとに創意・工夫をして営業をしておりますが、春から夏にかけてはガソリンの高騰、北京オリンピックの開催、ゲリラ豪雨等あり、更に秋にはアメリカ発の経済不況が発生し、観光産業には非常に厳しい状況が続いております。

収益的収入の休養宿泊施設及びスキー場施設の営業収益と営業外収益を合わせた観光施設事業収益につきましては、2億518万2,042円であり、収益的支出の休養宿泊施設及びスキー場施設の営業費用と営業外費用を合わせた観光施設事業費につきましては、1億9,467万8,984円であります。

資本的収入につきましては2,000万円であり、資本的支出につきましては、9,876万8,037円であり、内容は企業債償還金及び一般会計からの借入金の償還金でございます。

なお、収支の不足分7,876万8,037円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんをしました。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

認定第6号 平成20年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額3億4,512万2,653円、歳出総額3億3,332万6,466円、差引残額1,179万6,187円について、決算の認定をお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、保険料が5,182万9,500円で全体の15%、国庫支出金が8,316万2,403円で24.1%、県支出金が4,702万9,204円で13.6%、支払基金交付金が9,460万9,419円で27.4%、繰入金が5,651万5,000円で16.4%でございます。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費が2億9,835万7,949円で全体の89.5%でございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

認定第7号 平成20年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算について、提案の

説明を申し上げます。

歳入総額2億7,299万3,406円、歳出総額2億6,563万7,356円、差引残額735万6,050円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰入金が1億865万5,000円で全体の39.8%、県支出金が8,428万円で全体の30.9%、国庫支出金が5,772万円で全体の21.1%でございます。

歳出につきましては、建設費が1億3,877万6,585円で全体の52.2%、公債費が8,231万7,558円で全体の31%、総務費が2,523万9,853円で全体の9.5%、施設費が1,930万3,360円で全体の7.3%でございます。

歳入歳出差引残額の735万6,050円を平成21年度へ繰り越させていただきま

す。
なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

認定第8号 平成20年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額4,463万5,340円、歳出総額4,404万9,599円、差引残額585,741円について、決算の認定をお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料が2,495万3,800円で総額の55.9%、一般会計繰入金が1,960万3,320円で43.9%であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費が261万1,402円で総額の5.9%、後期高齢者医療広域連合納付金が4,143万8,197円で94.0%であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（入澤登喜夫君） 提案理由の説明が終わりました。

この決算については、監査委員の審査が行われております。

ここで決算審査結果の報告を求めます。

代表監査委員 中村康彦君。

（代表監査委員 中村康彦君登壇）

代表監査委員（中村康彦君） 命によりまして、決算審査の報告をさせていただきます。

なお、お手元に配付してあります意見書に基づいて、一般会計と七つの特別会計の決算の審査報告を簡単に申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成21年8月20日と21日の2日間当役場2階相談室において、星野監査委員さんと二人で、平成20年度一般会計及び七つの特別会計の歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、書類を審査いたしました。その意見については、次のとおりであります。

審査結果の総括意見といたしましては、各会計とも予算額、執行命令、収入支出額、出納関係帳票及び関係書類等照査の上、審査を実施いたしました。

審査に当たっては、決算は適確であるか、計数に誤りはないか、予算措置及びその執行は適切か、財政運営は健全か、事業の成果は上がっているかなどについて、審査を行いました。

その結果、計数は正確であり、帳簿類は良く整備され、適切な事務処理と適正で健全な運営がなされているものと認定いたしました。

次に、各会計の総括について申し上げます。

まず、一般会計についてですが、決算額につきましては、先ほど村長が申し上げたので、省略いたしますけれども、歳入歳出差引額1億6,289万6,425円で、翌年度へ繰越すべき財源が2,990万2,000円あるため、実質収支額は1億3,299万4,425円で、更に基金繰入を7,300万円行っているため、翌年度への繰越額は5,999万4,425円となりました。

村税につきましては、661万3,000円昨年より増加いたしました。

その主なものとしては、税源移譲2年目となる個人住民税が433万5,000円増加をしております。

村税全体では増加となっておりますが、固定資産税については、前年度に引き続き滞納繰越額が増加し、収納率が低下して収入未済額も前年より増えているため、今後も積極的に徴収に努力をしていただきたいと思います。

なお、地方交付税については、3,427万円増加をしております。

国庫支出金につきましては、2億5,953万6,000円の増で、その主なものとしては定額給付金給付事業補助金の8,050万円、まちづくり交付金事業補助金の1億7,228万円の増でした。

村債として1億6,760万円を借入れ、主に新摺淵橋整備事業負担金、消防施設整備、急傾斜地崩壊対策事業負担金などに充当されております。

なお、平成20年度末の村債未償還元金現在高は28億7,797万3,804円であり、3月末の基金現在高は9億7,432万5,000円となっております。

次に、財政の推移でございますけれども、3か年の状況が表にして記載をしておりますので、参考にしていただければ幸いです。

次に、財政運営の状況ですけれども、事務事業の見直しや経費の削減に取り組みまれて、堅実な運営が執行されております。

村税の歳入につきましては、収入済額では前年度より約661万円の増額となっております。収納率は79.1%であり、前年度より2.4ポイント減で、収入未済額は約1億6,122万円と前年度より約2,500万円増額となっております。

村税収納率調べを載せておきましたので、ご覧いただきたいと思います。

村税の収入済額増につきましては、村民税の個人住民税が、税源移譲2年目によるものと村たばこ税の増が主なものであります。

また、財政の厳しい状況は変わらず、今後も早期の滞納整理など適切な処理を行い自主財源の確保を切望いたすものであります。

地方交付税は18億6,549万3,000円で、前年度より3,427万2,000円増加となり、歳入総額の48.3%と大半を占めております。

厳しい財政状況の中で、全体としてはハード事業を極力抑え、継続事業や住民生活に密着した事業を重点に行ったものであります。

また、国の経済危機対策による定額給付金事業などが含まれての決算額であるため、これらを除いて執行状況を勘案し、今後も効率的で実効ある予算執行に留意されまして、健全な財政運営の維持に努めていただきたいと思います。

次に、特別会計についての意見を申し上げます。

なお、意見書に記載してあります予算額、収支決算額の朗読は、省略をさせていただきます。

最初に、国民健康保険特別会計でございますが、差引き1,225万7,187円で基金繰入を620万円行ったため、翌年度への繰越額は605万7,187円であります。

基金の決算年度末現在高は、5,780万円であります。

国保税の収納率は84.65%であり、前年度より3.46ポイント低くなっていますが、滞納整理を積極的に行い自主財源の確保に努力をしていただきたいと思います。

なお、一人当たりの診療費は、19万9,105円で前年度より約5万円増えております。

国民健康保険事業は、医療行政の重要な役割を果たしておりますけれども、被保険者の高齢化等による医療費の増大や収納率の低下などにより、非常に厳しい運営が予想されます。国保会計の健全な運営のためには、被保険者の健康保持推進を図ることも重要な要素ではないかと思えます。片品村が行っている総合検診の受診や健康指導部門との連携等を行うことにより、長期安定運営を目指して健康片品のためにご尽力をお願いしたいと思います。

次に、老人保健特別会計でございますが、差引き5,251万4,079円が翌年度への繰越額となっております。

新しい法制度による後期高齢者医療制度が始まったため、老人保健特別会計からの支出は減少をしております。

次に、簡易水道事業特別会計でございます。

差引き540万1,696円が翌年度への繰越額でございます。基金の決算年度末現在高は2,080万円でございます。

主な工事といたしましては、中央簡易水道の送配水管布設工事(菅沼・須賀川唐沢)・新築地配水池監視装置システム整備などが行われました。その他修繕工事等を行い飲料水の安定確保が図られております。

一人当たりの一日平均給水量は380リットルで、前年度とほぼ同量となっております。

なお、水道料の収納率は82.71%であり、前年度より3.05ポイント低くなってい

るため、堅実な運営を図るためには、未収金の解消に一層努力をお願いしたいと思います。

次に、観光施設事業特別会計でございます。

観光施設全体の損益計算書の当年度純利益は、1,145万5,439円となっているが、これは一般会計からの補助金1億6,820万円を含んでいるものでございます。

前年度繰越欠損金1億4,644万3,954円に当年度純利益を加えて、当年度未処理欠損金が1億3,498万8,515円となりました。

資本的収支では収入額2,000万円(前年度0円) 支出額9,876万8,037円で、不足額7,876万8,037円については、過年度分損益勘定留保資金で補ってんしてございます。

全国的に景気低迷の続く厳しい中でございますが、入り込み客数、営業収益ともにわずかに前年度より減少しているが、依然として厳しい状況であります。

尾瀬ロッジは、宿泊者数が前年度と比較して595人減少して3,132人となり、営業収益が5,772,195円で約16.1%減少をしております。

スノーパル・オグナほたかについては、武尊山観光開発株式会社を指定管理者として施設営業を行いました。その結果、平成20年度につきましては、入り込み客数は増加したと伺っております。今後は、更に指定管理者の民間活力を發揮していただきまして、営業成績が上がることを期待したいところであります。

観光施設事業につきましては、地域経済に及ぼす波及効果や雇用対策の場として大きな役割を果たしております。今後も経済情勢は厳しい中でありますが、さらなる研鑽を望むところでございます。

次に、介護保険特別会計でございます。

差引き1,179万6,187円が、翌年度への繰越額でございます。

基金の決算年度末現在高は、3,017万9,768円でございます。

急速に高齢化が進む中、高齢者に対する介護の問題が大きな課題となっております。

介護保険制度が制定されましてから、既に9年が経過していますが、要介護、要支援の認定は年々増加の傾向にございます。今後も介護の予防を推進するとともに、高齢者のニーズに適切な対応ができるよう本会計の安定化を図り、介護サービスの充実に努力していただきたいと思っております。

次に、下水道事業等特別会計でございます。

差引き735万6,050円が、翌年度への繰越額でございます。

下水道事業等会計の健全な運営には、下水道への加入推進を図り使用料収入の増収が必要ですが、加入率は44.2%と依然と低いため、適切な対応を望むものでございます。住民の生活環境の向上や村の自然環境保全、片品川の水質保全の立場から下水道事業区域外の整備計画を進め、村全体の整備が進むことを望むものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計でございます。

平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療制度が施行されました。

差引き58万5,741円が、翌年度への繰越額でございます。

平成21年3月末現在の被保険者数は868人で、旧制度に引き続き、被保険者の適切な医療確保を図るために、迅速、かつ、適正な各種医療給付の実施に務め、健康の保持増進を図るための保健事業を実施していただきたいと思っております。

参考といたしまして、7特別会計への一般会計からの繰入金の表を入れておきましたので、参照していただきたいと思っております。

最後に、結論といたしまして、一般会計及び特別会計の決算は正しく、証拠書類も良く整理されて会計経理は適正であり良好と認めます。

財政につきましては、平成20年度片品村健全化判断比率等につきまして、決算審査後審査を行い、片品村のそれぞれの比率については早期健全化基準には該当せず、大変良好な比率となっているため健全な財政がなされていると思っております。

相変わらず財政の厳しい中ではございますが、道路整備等村づくりの基礎となる事業の推進を図るとともに、下水道等の生活環境基盤の整備など、住民に密着した事業が実施されたことは、村民の福祉向上に貢献したものと考えています。

財政運営の歳入につきましては、村税・公共料金などの収入未済額の処理は、所管課により対処していただいているところでございますが、村税・公共料金は、やはり村を支える礎でありますので、その滞納・収入未済額を許すことは、地域住民間に不公平を黙認する結果となります。村当局といたしましても、毅然とした態度で処理に当たっていただき、住民間の公平と財源の確保に努めることが、今後ますます厳しさを増すと予想される財政運営の上からも強く望まれるところであります。

観光事業につきましては、村営スノーパル・オグナほたかスキー場事業に、昨年度から指定管理者制度が導入され、初年度は良好な成績で終了したと伺っておりますけれども、引き続き地域住民が共存できるよう指定管理者と連絡を密にしていきたい。

また、尾瀬ロッジも本年から指定管理者の営業となりましたけれども、尾瀬のイメージダウンとならないようオグナほたかと同様に指定管理者と連絡を密にいただき、より良い運営がなされるよう期待をしております。

行政改革、地方分権、少子高齢化への対応や住民福祉の拡充など様々な行政問題が山積する中でございますが、住民のニーズを把握して計画的、かつ、効率的な行財政の運営と安定した事業計画の立案に心掛けていただきまして、住民福祉の向上や明るく活気ある村づくりのための施策を望むものであります。

また、職員個々の資質向上を図りまして、厳しい時代こそ住民の期待にこたえる行政執行がなされますよう一層の努力を切望したいと思っております。

本決算処理完結のため、事務執行に尽力された各位に深く敬意を表しまして、報告とさせていただきます。

議長（入澤登喜夫君） 監査委員の報告が終わりましたので、これから報告についての質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

1 番（戸丸廣安君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 1 番 戸丸廣安君。

1 番（戸丸廣安君） はい、1 番。

お疲れ様でございました。

一番注意を引いたのがですね、滞納処理とか滞納整理とかという言葉でございました。

結論のところ、収納未済額を許すことは、地域住民間に不公平を黙認する結果となる
とあり、そして村当局としては、毅然とした厳しい対処によりとございますけれども、い
ままで昨年も一昨年もですね、今までにない強い表現、口調というふうに感じました。こ
のような表現というのは、その表現のトーンは理解できるんですけども、これは言っ
てみれば、待たなしてやってほしいという気持ちの表れでしょうか。その辺のその思いの
背景をですね、表現の背景をもう少し具体的におっしゃっていただけると助かります。

議長（入澤登喜夫君） 代表監査委員 中村康彦君。

代表監査委員（中村康彦君） ただいまの戸丸議員さんのご質問でございますけれども、
これは今日私が申し上げるまでもなく、やはり長い間の懸案でございますけれども、滞納
整理ということは大変ネックになっていると思います。

やはりこの経済状態が、相当影響しておることは事実でございますけれども、その中で、
口調は少し厳しくなりましたが、取り立てるんだというその意識ではございません。
やはり各自が、納税の義務として捉えていただきまして、村もそれに答えていく。例えば
いろいろな方法があるかと思っておりますけれども、分納であるとかそのような方法の中で、
未収金の回収をすること。やはりそれが一番の責務であると考えております。

なお、ただいまお話しがありましたように、滞納額が出るために、それによって村民に
不公平感がでるといことは、大変なことでございますので、それが許されるものならば
私も許されたいというのが、人間本来の心情ではないかと考えております。そのようなこ
との根絶のためにも、やはり説得のある処理の方法を心掛けていただきたいと思います
とさように思
う次第でございます。

以上です。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

認定第1号から認定第8号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

日程第19 報告第3号 平成20年度継続費精算報告書について

議長（入澤登喜夫君） 日程第19、報告第3号 平成20年度継続費精算報告書について、を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

報告第3号 平成20年度継続費精算報告書について、提案の説明を申し上げます。

まちづくり交付金事業に係る継続費につきましては、平成19年度に承認をいただいておりますが、2億1,865万2,000円を支出し、事業が完了し、継続費精算報告書を調整したもので、地方自治法施行令の規定により、報告をいたします。

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第20 報告第4号 財政の健全化判断比率等について

議長（入澤登喜夫君） 日程第20、報告第4号 財政の健全化判断比率等について、を議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 千明金造君。

（村長 千明金造君登壇）

村長（千明金造君） はい、村長。

報告第4号 財政の健全化判断比率等について報告をいたします。

平成19年6月に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく

報告でございます。

まず、健全化判断比率ですが、一般会計の実質赤字比率及び特別会計を含めた連結実質赤字比率は、赤字がなく、したがって、比率は算出されませんでした。

実質公債費比率は11.5、将来負担比率は39.8であります。

次に、公営企業会計の資金不足比率であります。すべての会計に資金不足はございません。したがって、資金不足比率は算出されませんでした。

以上のとおり報告いたします。

議長（入澤登喜夫君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

10番（吉野 勲君） はい、議長。

議長（入澤登喜夫君） 10番 吉野 勲君。

10番（吉野 勲君） はい、10番。

今、ご報告いただきましたが、参考までに近隣の市町村の比率と比べた場合にどうか、その辺のことがお分かりになれば、ちょっと教えていただければと思います。

議長（入澤登喜夫君） 総務課長 星野準一君。

総務課長（星野準一君） 近隣の市町村の状況でございますが、現在9月定例議会におきまして、各自治体ともこの報告を行っている段階でございます。また一般には公表されておりませんので、20年度の比率につきましては、まだ情報を持っておりません。

19年度につきましては、将来負担比率を除きまして、利根沼田地区では、数字的には上位に位置するという数字とご報告させていただきます。

議長（入澤登喜夫君） ほかに質疑は、ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（入澤登喜夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第21 議案第61号 平成21年度片品村一般会計補正予算（第3号）について

日程第22 議案第62号 平成21年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

- 日程第 2 3 議案第 6 3 号 平成 2 1 年度片品村老人保健特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 2 4 議案第 6 4 号 平成 2 1 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)について
- 日程第 2 5 議案第 6 5 号 平成 2 1 年度片品村介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 2 6 議案第 6 6 号 平成 2 1 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第 1 号)について
- 日程第 2 7 議案第 6 7 号 平成 2 1 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について

議長(入澤登喜夫君) 日程第 2 1、議案第 6 1 号 平成 2 1 年度片品村一般会計補正予算(第 3 号)についてから、日程第 2 7、議案第 6 7 号 平成 2 1 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)についてまでの、以上 7 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 千明金造君。

(村長 千明金造君登壇)

村長(千明金造君) はい、村長。

議案第 6 1 号 平成 2 1 年度片品村一般会計補正予算(第 3 号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額に 1 億 8,087 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ 3 7 億 9,959 万 1,000 円にお願いするものでございます。

歳入の主なものは、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域情報通信基盤整備推進交付金、子育て応援特別手当交付金、群馬県ふるさと雇用再生特別基金事業市町村補助金等の国・県支出金であります。

歳出の主なものは、総務費で土出・戸倉地区の光ケーブル敷設工事費、民生費で子育て応援特別手当、労働費でふるさと雇用再生特別基金事業委託料等であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第 6 2 号 平成 2 1 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額に 2 8 8 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ 7 億 8,086 万 5,000 円にお願いするものであります。

歳入の主なものは、他会計繰入金 7 2 2 万 3,000 円、基金繰入金 5 0 0 万円、前年度会計繰越金 3 5 6 万 7,000 円であります。

歳出の主なものについては、特定健康診査等事業費 3 0 万円、償還金及び還付加算金 2

58万6,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第63号 平成21年度片品村老人保険特別会計補正予算(第1号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額に5,201万4,000円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ5,279万2,000円にお願いするものであります。

歳入につきましては、繰越金の5,201万4,000円であります。

歳出につきましては、医療給付費の5,112万4,000円、償還金の89万円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第64号 平成21年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額に440万1,000円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ1億1,057万3,000円にお願いするものであります。

歳入につきましては、平成20年度決算の確定によります繰越金の増額であります。

歳出につきましては、総務費で人事異動及び給与改定による職員人件費の変更、基金積立金等の増額と、施設費で水質検査項目の変更による委託料の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第65号 平成21年度片品村介護保険特別会計補正予算(第1号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額に928万6,000円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ3億5,168万4,000円にお願いするものであります。

歳入の主なものにつきましては、繰越金の479万6,000円、一般会計繰入金の178万1,000円であります。

歳出の主なものについては、基金積立金の327万3,000円、保険給付費の350万円あります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第66号 平成21年度片品村下水道事業等特別会計補正予算(第1号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ635万6,000円を増額し、歳入歳出それぞれ1億4,400万9,000円にお願いするものであります。

歳入につきましては、繰越金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費、施設費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第67号 平成21年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、提案の説明を申し上げます。

既定の予算総額に20万1,000円を追加し、歳入歳出予算をそれぞれ5,179万2,000円にお願いするものであります。

歳入につきましては、繰越金の41万5,000円の減額により、一般会計繰入金の41万5,000円、保険料還付金の20万1,000円であります。

歳出につきましては、保険料還付金の20万1,000円であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長(入澤登喜夫君) 議案第61号から議案第67号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

議長(入澤登喜夫君) 以上で、本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 2時21分 散会